

## いばらきパートナーシップ宣誓制度について

## パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結しました

茨城県は、令和元年7月に都道府県では全国初となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度」※を導入しました。

※「いばらきパートナーシップ宣誓制度」とは、婚姻制度とは異なり、一方又は双方が性的マイノリティであり、パートナーシップの関係にある2人が、そろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度です。

現在、パートナーシップ宣誓制度については、全国200以上の自治体で制度の導入が進み、人口カバー率では50%を超えた一方、他の自治体に転出する際には、転入先の自治体に出向き、始めから宣誓をやり直す必要があり、第三者によるアウティングを誘発するおそれがあるなど、当事者の負担が大きくなっています。

このため、大井川知事は、本年7月の全国知事会において、制度の自治体間連携を提案し、制度導入済の府県知事に対し、直接連携を働きかけ、8月には、佐賀県と都道府県間では全国初となる連携協定を締結いたしました。

さらに、今般、連携に前向きな岡山県笠岡市及び鹿児島県指宿市との間で、パートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結しましたので、お知らせいたします。今後とも、意欲的な全国の自治体との連携を進めてまいります。

- 1 協定の締結日 令和4年11月25日（金）
- 2 締結自治体 茨城県、岡山県笠岡市、鹿児島県指宿市
- 3 協定の内容 パートナーシップ宣誓制度の宣誓をした方が、自治体間で引越しをする際、簡易な手続で宣誓の効果を有効とするもの

## 【参考】連携市の状況

	岡山県笠岡市	鹿児島県指宿市
制度導入	令和4年4月1日	令和3年4月1日
人口	45,794人 (男22,039人、女23,755人)	37,812人 (男17,622人、女20,190人)
世帯数	22,026世帯	17,552世帯
面積	136.24km <sup>2</sup>	148.84km <sup>2</sup>

【お問合せ先】福祉政策課人権施策推進室 山本 TEL：029-301-3135